

令和5年第7回教育委員会会議録

日時：令和5年8月17日（木）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委	員	西	口	晶	子
	委	員	富	田	昌	平
	委	員	田	村		学
	委	員	山	口	友	美

出席者	教育長	森	昌	彦
	教育次長	小	宮	伸
	学校教育・人権教育担当理事	伊	藤	雅
	教育事務調整担当参事（兼）			子
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	家	城	寛
	津城跡整備活用推進担当副参事	松	尾	篤

教育長 令和５年第７回教育委員会を開催します。本日の傍聴はございません。
それでは、議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、議案第３２号 令和５年度津市
一般会計補正予算（第５号）＜教委所管分＞についての１件の議案について、
御審議をお願いします。詳しい内容につきましてはそれぞれの担当課長から説
明いたしますので、よろしくお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第３２号の１件です。こ
のうち、議案第３２号の議案１件につきましては、津市教育委員会会議規則第１
６条第１項第２号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかが
でしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、今回の議案１件につきましては、非公開と決定します。

議案第３２号 令和５年度津市一般会計補正予算（第５号）＜教委所管分＞につ
いて

議案第３２号 非公開で開催

議案第３２号 原案可決

<以下非公開>

教育長 それでは非公開事案の審議に入りたいと思います。議案第32号 令和5年度津市一般会計補正予算（第5号）＜教委所管分＞につきまして事務局から説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 議案第32号 令和5年度津市一般会計補正予算（第5号）＜教委所管分＞につきまして御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、河芸こども園の整備に伴い閉園となりました旧豊津幼稚園の跡地利用として隣接する豊津小学校の来客用駐車場整備に伴う工事費を計上するものでございます。また私立幼稚園及び放課後児童クラブにかかる、国、県の補助金について過年度実績の精算による返還金を計上しようとするものでございます。1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ4,623万4千円を追加し再入、再出の総額を94億8,552万8千円としようとするものでございます。5ページを御覧いただきたいと思います。第10款教育費 第2項小学校費 第1目学校管理費は2,379万1千円の増額計上で、学校施設維持補修事業2,379万1千円の増額は旧豊津幼稚園の跡地への豊津小学校の駐車場整備に伴う工事請負費の増でございます。6ページをお願いいたします。第4項 第1目幼稚園費は273万7千円の増額計上で、私立幼稚園援助事業273万7千円の増額は、過年度実績の精算による国県支出金の返還金の増でございます。第5項社会教育費 第1目社会教育総務費は1,970万6千円の増額計上で、放課後児童健全育成事業1,970万6千円の増額は、過年度実績の精算による国県支出金の返還金の増でございます。説明は以上でございます。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。御質問等はございませんか。

西口委員。

西口委員 6ページの償還金のことなんですけども、特に社会教育の放課後児童クラブの方から1,900万円、まあ2千万円近く返すということですが、これは以前議論したものをここで全額返還するという事でよろしいんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 この補助金は様々な補助金から構成はされておるんですけども、

放課後児童クラブの運営を助ける補助金でありますとか、勤められてみえる支援員の処遇待遇を改善するための補助金でありますとか、そういったもので、令和３年度と４年度を対象に使わせていただいた補助金でございます。これについて実績に基づいて精算させていただいた中で、令和３年度４年度中の主に積算の根拠となっております入所児童数でありますとか、開設日数が当初の見込みよりも減少したことによりまして、１，９００万円というのは総額でこういった金額が返還というふうなことになりますこと、今回補正予算を計上させていただいたというものでございます。

教育長 西口委員。

西口委員 年度末に議論したときは令和３年度４年度でしたか。あのとき。

教育総務課長 もっと前からの。

西口委員 前からの件でしたかね。要するにあれはあのときで精算済んでいるんですよね。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 あのときはこれとはまた別件でございますので、精算が済んだかどうかどうだったか。

教育長 教育次長。

教育次長 年度末に返したってかなり多額の、あれは市の通常の運営の補助金で、これは主に国と県のほうで減額になるんですね。結局は国県市が入ってきて、市から補助金を出すのを１億円近い額やったと思ってここで議論させていただいております。それはそれで３月議会でしたか多分終わって、これはそれとは別にコロナの交付金か何かで下りてきた、国県のそういった対処の補助金の政策でございます。

西口委員 わかりました。すみません。

教育長 西口委員。

西口委員 今回でも2千万円近くということですので、しっかりとここの会計というのはこれからも注目していったほうがいいと思います。どうしてもたくさん放課後児童クラブがあつて、それぞれの積算が出てきてまた精算していくと、こういうふうになるかもしれませんけども、しっかり見ていきたいと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。それもう1点、幼稚園のほうは何を返還するのですか。私立だから私立のほうですかね。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 私立幼稚園の援助事業ということで、内容的には運営の補助であつたり、幼稚園の先生方の処遇改善のための補助でございます。

教育長 田村委員。

田村委員 同じところなんですけど、市と補助の交付元である国なりとの間で歳出するんですよね。一方では市から交付した相手方との間では、その返還とかそういうのは生じていないのですか。歳入がないのでわからないんですけども。私立幼稚園さんの場合でいうと273万7千円。津市としてはこれ補助であれば国に今回返すんですよね。それは、そもそもは津市が私立幼稚園に交付した実績が下回ったからですよね。貰った助成ということは、私立幼稚園側でも実績を下回って、精算がつかない部分が出てはいないのかなというのは思ったものですから。普通それは最終的な実績確認の上での精算の中で、例えば概算で出しとる分で最終精算のときに追い足しをするような交付の仕方をしておればそんなことはないと思いますけど、先に渡してしまっていると返してくださいという話もあります。その辺どうなっているのかなと思ったんですけど。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 おっしゃいますように、補助の構成が例えば先ほど申しました施設の運営等に関わるような補助金ですと、国と県がそれぞれ負担していただいたりとか、もしくはクラブの運営に関わるような子育ての関係の支援交付ということだと国県市が3分の1ずつ負担されてみえたりとか補助事業によってあん分する率というのはそれぞれ異なっておるんですけども、今回精算して返還しようとするものの中にはいずれも国なり県なりの補助実績に基づいて返還しようとする額のみでございまして、市の分の負担が減るというふうなことにはなってはおりません。

教育長 田村委員。

田村委員 言いたかったのは、交付の相手方である私立幼稚園さんと津市の間ではどうなっているんですかという話です。国、県と津市の間は今回精算するために273万7千円を返還することによって精算がつくわけですね。だけど、それを返す元になったのは交付していただいた計画どおりの実績がなかったからですね。それでその実績がなかったのはどこで起こっているかというのと私立幼稚園さんで起こっているわけでしょ。その私立幼稚園さんに交付するはずであった助成金の精算というのはどうなっているんですかと聞いているんです。

教育長 想像やけど、当初の予算よりも実際に要求する額が少なくて、ですから返すとかではなくて。

学校教育・人権教育担当理事 幼稚園は配当してないと思うんです。実際の予算で空いた人数より人数が少なかったんで、幼稚園にはその人数で配当しているんですけど。

田村委員 ですね。ではそういうことを確認したかったんです。

学校教育・人権教育担当理事 ただそれをきちんと確認したわけではないんですけど、そうだと思います。

田村委員 毎年のことなので、多分予算並みに目いっぱいお渡ししておいて実績見てからあとで返してくださいというよりもせいぜい概算で半分とか70%程度にしておいて最終は追い足しで調整するようなやり方をしているのかなと思ったんやけど。ごめんなさい。

西口委員 放課後児童クラブのことがあって、あれはあっちへ行っていて返してというようなことで出てきたので大変だったなというのがあったので、それを心配されているんだと思います。

田村委員 同様に放課後児童クラブもそうですね。実績が下回って津市としては返さんならん。やけど、それを運営団体に渡してしまっていたらまたこれ返してくださいという話に。

学校教育・人権教育担当理事 返してもらっとるではない。

教育長 要は、あの時は放課後児童クラブの申請に基づいて出しとったんやけど、その申請自体が誤っとったというか、少し勘違いがあって間違った考え方で申請されとったので返して下さいという話でした。これはそうではなくて、私立はもともと概算で予算はこれぐらいってなるんやけど、実際はこんだけしか渡していませんでしたので残りがあったら返しますという、ですから私立と津市との間で、渡したので返してとかそういうことは起こってない。

田村委員 よく言う、一般的に精算払いであれば絶対に起こりえないので、そういうやり方で今回の放課後児童クラブも教育長が言われるように、前はあとになってから解釈上の問題で過大になっとるというのは分かっている、相手さんにも交付した後やったから返してください。今回はそういうふうな状況は起こっていません。ということなのでいいんですよってそういうことが言いたかったんですが。

学校教育・人権教育担当理事 と思いますけど、確実ではないです。

教育長 これって9月補正でしたね、いつも。

教育総務課長 そうですね。

教育長 大体9月になるのですか。

教育総務課長 精算の時期が全部この時期ということではないらしいんですけど、大体この時期まで待って精算するものがあるらしいもんですから、タイミングを合わせているみたいです。

教育長 決算委員会まででという意味も。

教育総務課長 それもあると思います。

教育長 あるんでしょうね、きっとね。この私立幼稚園のお金については、昔は決算委員会にもよく質問が出たので。

学校教育・人権教育担当理事 令和3年度というのはまとめてないですよ。幼

稚園もそうですね。

教育総務課長　そうですね。令和３年度と令和４年度をまとめてされるのが、いわゆるコロナの関係でついた交付金の保育士さんの処遇改善に係る部分をまとめて、令和４年度の年度末についてきた補助やったかと思imasuので、精算を令和３年度分については令和４年度とまとめて令和５年度にしてくださいというようなことであつたかと思imasu。

田村委員　申し訳ないことしたな。

教育長　田村委員。

田村委員　豊津の旧幼稚園の工事は、駐車場整備のためって具体的には建物を壊したりとかそういうことですか。もうべたになつていて、単に整地して線引くだけとかですか。

教育長　教育総務課長。

教育総務課長　もともとありました豊津幼稚園を壊して整地しまして、これをアスファルト舗装までして、駐車場の車線を引いて、来庁用の駐車場に活用させていただきます。

田村委員　それでは今も建物自体は残つていて、これを更地にするとところからこの工事を請負いでやっているのですか。

教育次長　すみません。

教育長　教育次長。

教育次長　昨年度、幼稚園舎を昨年度の予算で夏過ぎにもう更地にしました。それと一緒に駐車場整備という話もあつたみたいなんですけども、技術的に考えると杭とかを抜いたことで沈下が起こるとあかんという技術屋の見解で、秋と春の雨があつたので、９月補正で工事を進めて来年の４月には間に合わせたい。中身については、今申し上げたようにアスファルト舗装をさせていただく予算を計上させていただく。２０数台の区画線を引いてということ。

田村委員 それでは9月補正で工期的にはなっという事ですね。

教育次長 はい。

教育長 どうぞ。

事務局 先ほどの件ですけれども、確認させていただきました。申し訳ございません。国や県からはあらかじめ申請に基づいた額で津市のほうに歳入されております。各私立の幼稚園なりとかには例えば3か月に1度でありますとか毎月実績に基づいた額をお支払いしとって、最終的に県の補助金の実績報告を出す時点でそれが確定しますので、各施設さんには確定した正しい額をお支払いしとるようなそういう仕組みになっております。

田村委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにどうでしょうか。よろしいですか。それでは議案第32号につきましては原案どおり承認するということでよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第32号については原案どおり承認をいたします。それではこれもちまして第7回の教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

一同 ありがとうございました。